

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

NTTファイナンス株式会社

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付けにてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」につきまして、以下のとおり、コメントをご提出申し上げます。

適用時期に対する意見（基準案第 23 項・第 24 項、適用指針第 73 項）

基準案では、「平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用」となっていますが、基準案及び適用指針案の内容では実務上不明な点が多く、また、税務上の取扱についても詳細が不明であります。

システム変更については、会計・税務の取扱の詳細が決まってから着手することになりますが、いずれにしても売上の計上方法が根本的に変更になることから

- ・ 利息法により、元本／利息に区分して元利展開を行なう処理の追加
- ・ リース契約に関する仕訳処理の見直し・新規追加
- ・ 対応する補助簿類を新規に作成

など既存システムの全体改修が必要となります。

弊社が旧システムから現行システムに全体改修を行なった際、1.5 年の開発期間を要しており、今回はそれ以上の開発期間が必要と想定されます。更に、会計系システム全体の試験・検証及び関連システム（営業系システム等）との連動試験が必要となることから、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用することは、現実的に不可能です。

以上の状況を勘案すれば、最低でも 1 年延長が必要であります。

ご検討頂きますようお願い申し上げます。